

埼玉県における初期の戦後開拓(1945-1955年)と旧軍用地

松山 薫

1. はじめに

地理学における戦後開拓研究の系譜の中で、平野部・都市近郊に立地する戦後開拓地における高度成長期以降の変容に関する問題は、重要な主題として取り上げられてきた。その際、一般に戦後開拓地は、既存の農地に比べると、都市的土地利用への転用に対する抵抗力が弱いという特徴がしばしば指摘されている。特に、戦後開拓地独特の大型圃場の集中所有、整然とした区画形態、空間的に限定された所有関係といった、土地所有形態および地割にみられる特徴は、大規模な用地を必要とする事業主にとって、一括取得を容易にするものであった(宮木、1964;新井、1971;季、1989)。そのため、多くの戦後開拓地が、高度成長期以降、工業団地・住宅団地やその他の公的土地利用へ転用されている¹。一方で、同様な立地条件にありながら、農業地域の核として発展し、既存農家を凌ぐ実績をあげている戦後開拓地も存在する(松井、1980;菊地、1993)。

しかし、このような戦後開拓地における営農形態や土地利用の変容・分化が生じた原因についてはこれまで十分に論じられていない。というのも、地理学における戦後開拓研究は、数の上では圧倒的に個別事例研究が多く、また仮に広域スケールの分析であっても、分化が始まる前段階である初期の戦後開拓地を等質的に扱う傾向があり、内生的要因まで踏み込んだ分析には至らなかったからである。また、こうした変化の要因として、開拓農家の土地所有規模やその集団性、入植者の属性や近隣既存農村との関係などがこれまでに断片的に示唆されてきたものの、いずれも個別事例的・定性的な言及にとどまってい

る。

そこで、本研究では、1945年から1955年までの終戦後の10年間を対象として、特に旧軍用地の開拓地への転用が果たした役割に着目しながら、戦後開拓事業の展開過程を歴史的視点を重視しつつ考察する。その目的は、第一に歴史的事実としての戦後開拓事業の初期の展開過程を理解するために、行政資料をはじめとする各種資料から得られる知見を整理することにある。緊急開拓期を含むこの10年間は、事業の立ち上がりの混乱期で資料的な制約が大きく、都道府県レベルでの事業の実態はこれまであまり明らかにされていなかった。特に、旧軍施設の跡地を利用した開拓は、緊急開拓前期特有の、開拓農政が軌道に乗るまでの応急処置としての側面が強調されるにとどまることが多かった。しかし、迅速に提供できる国有地としての旧軍用地における、開拓事業の立ち上がりの早さは、終戦直後の緊急の社会政策、食糧増産政策に応える重要な役割を果たし、量的にも質的にも他の一般開拓地との間に何らかの差異を形成した可能性は大きい。開拓地の多様な実態の把握により、その点の実態認識を補う必要がある。

第二の目的は、高度成長期以降の戦後開拓地の変容に関わる議論をより厳密に行うための基盤を整えることである。前述のような開拓地の発展や衰退にかかわる問題を検証するためには、その前段階において戦後開拓地が備えもっていた農地および農村集落の特性を明らかにする必要がある。こうした歴史的視点の導入は、従来の戦後開拓研究の蓄積の中で分析しきれていなかったいくつかの重要な項目の解明に対して、新しい切り口を呈示す

ると思われる。特に、今まで断片的に言及されるにとどまっていた、旧地籍（戦後開拓地に供された土地が戦前において民有地、旧軍用地、またはその他の国有地のいずれであったか）に表れる土地の歴史性、言い替えれば所有形態や土地利用における土地の「履歴」、およびそれに起因する戦後開拓事業の進捗状態や入植者の属性の差異等は、開拓の実態や存続そのものに影響を及ぼす要因と考えられ、より包括的な分析を必要としている。したがって、旧地籍が異なる開拓地の間にかなる初期条件の差があったかをまず明らかにする必要がある。こうした分析視角は、高度成長期以降における戦後開拓地の変容に関する考察へとつながる基盤として不可欠であり、さらに戦後開拓地研究の枠を越えて、大規模公的土地利用の研究の視点とも接合する。松山（1997）は、旧軍用地という特殊公共施設跡地の第2次世界大戦後の土地利用変化において、戦後開拓地としての農地利用が非常に大きな比重を占めていること、また高度成長期にそれらが工業団地等へ再転用される頻度が高く、公的資金の投下が集中しやすい傾向があることを示唆した。この指摘は、今後旧軍用地ではない戦後開拓地や既耕地との間の比較分析を通してさらに検証される必要がある。すなわちここに、戦後開拓研究と大規模公的土地利用研究という2つの考察軸の接点に位置する研究課題が見出されるのであり、本研究で戦後開拓地の旧地籍に特に着目するもう一つの意義が存在している。

考察対象としては、東京都に隣接し、戦後にかかなりの量の旧軍用地が農地に転用された埼玉県を研究事例としてとりあげる。本研究では、旧地籍による差異を明確にすることが目的の一つであるから、旧軍用地を含む国有地由来の戦後開拓地の比率が、民有地由来のそれとほぼ拮抗し、その他の要因は出来る限り等質的な地域が望ましい。戦後開拓史編纂委員会（1967）によれば、埼玉県の1964年度末における開拓用地総売渡面積の内訳は、民有地54.3%、旧軍用地44.4%、その他の国有

地1.3%となっており、戦後開拓地の中で旧軍用地の占める比率は、神奈川県、千葉県、静岡県に次いで全国で4位の高い値を示し、考察対象として適当である²。さらに、埼玉県の戦後開拓地は自然条件の差が小さいこと、また埼玉県の旧軍用地は、旧陸軍飛行場や工廠等の大規模な施設が多く、開拓地への転用に際しては広大な平坦地という条件が大体において共通するという点も、考察に際して好都合である。

2. 埼玉県における戦後開拓事業の展開と旧軍用地

1. 埼玉県における1945-1955年の開拓行政
戦後の農地開拓事業は、終戦直後に食糧増産と人口収容力の増大を目的に緊急事業として始まり、その後農地改革の一環として強力に推進された。1945年の終戦と同時に、政府は食糧事情の改善と、復員軍人・離職した軍需産業労働者・海外からの引揚者・戦災者等といった失業人口の救済を目的として、開拓事業に着手した。1945年11月9日の閣議決定「緊急開拓事業実施要領」によって、全国で155万町歩の開拓が計画され、開拓目標が各都道府県に割り当てられた。これを受けて、埼玉県においては1946年から1950年の5カ年計画として、5,625町歩（うち国有地2,406町歩、民有地3,219町歩）の開拓地の造成と、入植戸数1,398戸、増反戸数14,431戸、5年後に米換算合計135,655石の生産を目標に掲げた。開拓業務は農政課が担当課となって対応したほか、特に未墾地解放の推進のために1945年12月に埼玉県緊急開拓委員会が設置された。さらに、1946年11月には農地部が新設され、開拓業務は開拓課が担当することになった。

1946年に「自作農創設特別措置法」（1946年10月21日法律第43号）が制定され、戦後開拓事業は農地改革の一環として位置づけられるに至った。これに基づいて、開拓用地の取得（民有地の買収、国有地の所管換）、開拓者への売渡が始まった。

1948年8月に、政府は「緊急開拓事業実施要領」を「開拓事業実施要領」に改め、失業者救済よりも農業的土地利用の増進と安定した自作農創出に政策の重点をシフトさせた。埼玉県においても計画が見直され、入植戸数と増反戸数は据え置きで、事業期間が1949年から1953年までに延長された。

また、埼玉県においては県内入植のみならず、北海道、栃木県、大分県、福島県など他県への県外入植も実施され、1946年度から1955年度までに、総計415戸が県外入植した³。このことは埼玉県内の開拓用地の供給が逼迫していた状況を裏付けている。

終戦からほぼ10年間は、開拓地面積や開拓者数も伸びを見せ、政府の戦後開拓行政は前向きに推進されていった。そうした中で、都道府県は開拓適地の選定、開拓者の選定、開拓用地の取得・売渡、営農指導に至るまで、幅広い業務を通して戦後開拓事業の実務を担ってきた。埼玉県においては、1945年度から1954年度の10年間で、埼玉県内の戦後開拓地入植戸数は1,767戸、うち離脱戸数445戸、増反面積12,163反に達した(埼玉県開拓協会、1955)。

2. 旧地籍からみた埼玉県の戦後開拓事業の展開

埼玉県編『開拓営農実績調査表』各年度版(1950-1968年度)、埼玉県開拓協会(1955)掲載の諸統計表と、開拓主管課の作成による行政資料等を収録した『湯本家文書』(埼玉県立文書館保管、湯本聡一郎氏寄託)⁴に基づき、1945-1955年の埼玉県における戦後開拓事業の展開を、土地の供給や入植状況に関して考察する。その際、区別のために戦前の軍用地に由来する開拓地を「旧軍用地開拓」、民有地に由来するものを「民有地開拓」と略称する⁵。

1) 開拓地の供給

戦後開拓事業の最初期において、開拓の基盤となる土地がどのように供給されたかにつ

いて考察する。制度的には、開拓用地は国によって取得(民有未墾地の買収、国有地の所管換・所属換)され、開拓財産として農林省の管轄下に入ったのち、各開拓者に売り渡されるというプロセスをふむ⁶。このうち、埼玉県内の民有未墾地は、需給の観点からみれば、東京に隣接する位置的条件からすでに耕地率が高かったということもあり、量的に不十分であった。そうした中で、埼玉県に戦前から多く立地した旧軍用地が開拓用地として果たした役割は大きいといえる。埼玉県下の旧軍施設で特徴的なものは飛行場と工廠で、地形的な利点および戦時中の首都防衛との関連から、桶川、熊谷、越谷、児玉、坂戸、狭山、高萩、所沢、豊岡、松山に陸軍飛行場が計10ヶ所あり、他に大規模な工廠として、東京第二陸軍造兵廠深谷製造所の工場(明戸、櫛引、深谷、幡羅)等があった。こうした旧軍用地は、米軍に接收された一部の旧軍施設(所沢飛行場、豊岡飛行場、朝霞の陸軍予科士官学校のそれぞれ大部分、熊谷飛行場の一部等)を除き、戦後開拓事業の初期において、膨大な開拓用地を迅速に提供した。

図1は、戦後開拓史編纂委員会(1967)所収の統計に基づき、国有地の所管換および民

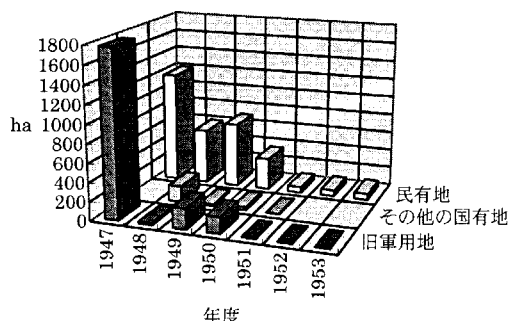


図1 埼玉県における未開墾地取得実績
戦後開拓史編集委員会(1967)により作成

有地の買収による埼玉県内での開拓財産の取得実績の推移を示したものである。まず、1953年度までに取得された国有地をみると、その90.8%が旧軍用地であり、その取得年は1947年度が最も多く、同年ですでに旧軍用地の取得面積全体の80.4%を占めている。また、『湯本家文書』中の行政資料「国有未墾地(旧軍用地)管理換完了地区一覧表」によれば、1947年12月31日現在、13地区の旧軍用地(うち9地区が旧陸軍の飛行場跡地、4地区が工廠関係施設の跡地)の計1,801町歩が「管理換」を完了させたとの記録がある。

埼玉県内において、1952年までの間に大蔵省から農林省へ所管換えされた旧軍用地を、旧用途別に整理した表1によれば、旧用途はやはり飛行場跡地と工廠関係施設の跡地が多数を占めている。所管換期日は飛行場跡地のほうが一般的にやや早くなっている。所管換面積も、東京第二造兵廠深谷製造所櫛挽工場

(約313町)を例外として、飛行場跡地のほうが大きく、100町を越すものが多い⁷⁾。

一方、民有地の買収に関しては、農地委員会による未墾地買収計画の承認後、県知事が買収令書を所有者に交付し、買収を行うという手続きをふむ。省庁間で管理権が移るのみの国有地所管換と異なり、土地が開拓財産となるまでの過程は複雑である。図1によると、民有地の買収は「自作農創設特別措置法」が施行された翌年の1947年度に買収が開始されているが、一部の地主の買収反対運動等により、進捗過程でかなりの困難に直面した⁸⁾。開拓地取得事業は1953年までに終了し、5,322町歩(うち国有地2,362町歩、民有地2,960町歩)が取得された。1947年の「開拓事業実施要領」に掲げられた目標に対する達成率は、国有地123.9%、民有地80.2%である。

このようにして取得された開拓財産は、

表1 埼玉県における旧軍用地の所管換と開墾進捗状況

旧軍施設名	所在郡	所管換期日 ¹⁾	所管換面積(町) ²⁾	組合名 ³⁾	入植開始年度 ⁴⁾	1947年度開墾進捗状況(%) ⁵⁾		
飛行場	松山陸軍飛行場	比企郡	1948.3	189.1214	松山	1945	100	
	越谷陸軍飛行場	南埼玉郡	1948.3	191.0319	新和	1945	98	
	狭山陸軍飛行場	入間郡	1948.3-1950.10	263.7513	新狭山	1945	100	
	熊谷陸軍飛行場	大里郡	1948.3-1951.4	200.0834	陵威ヶ原・藤沢陵威ヶ原	1945	100	
飛行場	児玉陸軍飛行場	児玉郡	1948.3-1952.3	203.5609	児玉	1945	100	
	坂戸陸軍飛行場	入間郡	1948.4	223.7920	富士見	1945	100	
	高萩陸軍飛行場	入間郡	1948.4-1950.11	205.1426	旭ヶ丘・高萩	1945	100	
	所沢陸軍飛行場	入間郡	1948.4-1951.10	98.0917	所沢	1945	100	
	桶川陸軍飛行場	北足立郡	1948.7	22.5306	(増反地)	1945	100	
	豊岡陸軍飛行場	入間郡	1950.5-1952.10	71.7839	入間川	1945	100	
	工廠関係	東京第二造兵廠深谷製造所	大里郡	1948.3-1951.9	44.3824	菴原	1945	82
		東京第二造兵廠深谷製造所	大里郡	1948.3-1952.6	68.1155	(増反地)	1945	86
		明戸工場						
		東京第二造兵廠深谷製造所	大里郡	1948.3-1952.10	313.2283	櫛挽	1946	45
東京第二造兵廠深谷製造所	大里郡	1949.4-1952.10	18.9231	(増反地)				
櫛挽工場								
立川陸軍航空補給廠	大里郡	1948.3-1952.3	61.0833	鉢形	1946	60		
寄居出張所								
中島飛行機械課工具工場	大里郡	1950.3	3.1023					
立川陸軍航空廠狭山派遣隊	入間郡	1950.5	1.1711					
協心寮								
通信施設	東京航空無線大井受信所	入間郡	1949.2	17.4901	福原大井	1946	20	
海軍気象観測所大和田通信隊	北足立郡	1952.5	3.3408					

1), 2)は大蔵省から農林省への所管換期日および面積で、埼玉県開拓協会(1955)による。

3)は『開拓地営農実績調査表』1955年度版の組合名称による。

4), 5)は『湯本家文書』中の行政資料(埼玉県農地部開拓課「国有未墾地の開墾進捗状況」「埼玉県開拓地入植状況調査」)による。なお、5)は1947年時点での開墾計画面積に対する進捗状況である。

個々の開拓者に売り渡され、この段階で自作農創設の最低限の目的は達成されたことになる。この売渡実績の推移は図2のとおりである。旧軍用地の売渡のピークは売渡初年度の1948年度であり、所管換によって取得された旧軍用地由来の開拓財産の大半が、同年に比較的すみやかに開拓者に売り渡された状況を示している。一方の民有地由来の開拓財産の売渡は1949年度に始まり、翌1950年にピー

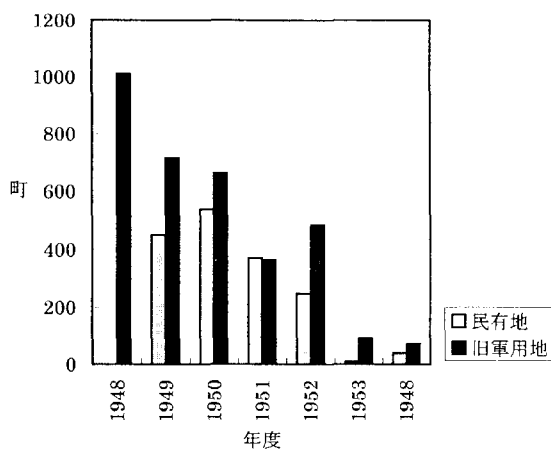


図2 埼玉県における開拓財産の売渡実績
埼玉県開拓協会(1955)により作成(旧軍用地はその他の国有地も含む)

クを迎えた。

埼玉県内における開拓地の分布は、以上のようにして供給された開拓用地の賦存状態に規定されている。1955年における埼玉県内の開拓地の分布(図3)を見ると、入間郡、比企郡、大里郡、児玉郡といった県の中部、地形的には武蔵野台地、入間台地、櫛引台地といった洪積台地上に最も集中し、山間部が大部分を占める県西部や、水田開発が古くから進んでいた県東部には少ない。旧軍用地由来の開拓地も同地域に多く、それらはいずれも面積規模が大きい。この事実から、面積的には戦前の旧軍用地の分布が、戦後開拓地の分布にあきらかに影響したとみることができる。ただ、戦前の旧軍用地の取得と、戦後開拓における民有地取得には、その立地選好に大きな共通性があるのも事実で、結果として面積規模にかかわらず、両者ともに入間郡、比企郡、大里郡、児玉郡といった県の中部地域における、さらに相対的に地力の低い土地に集中をみせている。

この点に関して、開拓の進捗と密接なかわりをもつ要因の一つである土壌条件をみると、旧軍用飛行場はいずれも人工擾乱土壌であり、民有地開拓に関しても一般に地力が低いことが指摘されている(埼玉県開拓協会、1955)。ただ、旧軍用地開拓の場合、旧軍施

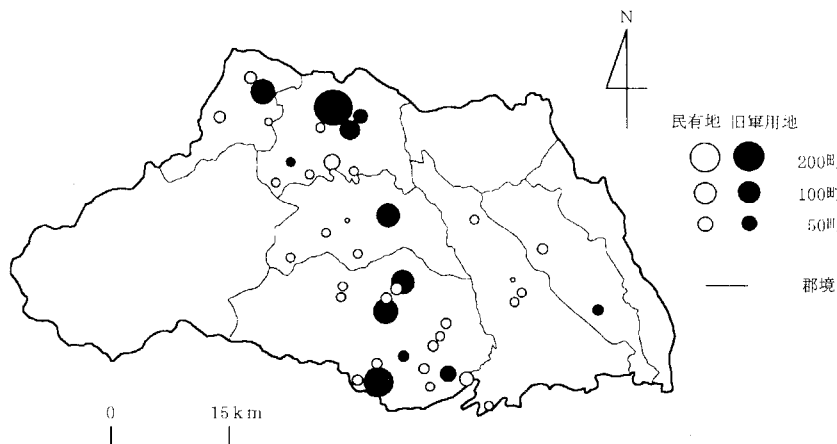


図3 1955年度における埼玉県の開拓地分布(耕地面積)
『開拓地営農実績調査表』1955年度版により作成

設として戦前に最低限の基盤整備が行われていた点に関しては、本来の耕境外を開墾することの多い民有地開拓に比べて、ある程度有利に働いたと考えられる¹⁰。

2) 入植・開墾の進捗状況

終戦直後は、大量の失業者群の発生と深刻な食糧不足を背景に、旧軍用地等の開墾可能地を中心として、事実上の耕作が開拓事業計画の整備に先立って各地で進行していた¹¹。このような混乱期の開拓の実態を把握することは、資料上の制約もあり非常に困難である¹²。しかし、こうした特殊事情下の開拓が、その後の戦後開拓事業の展開過程に何らかの影響を与えた可能性は排除できないため、『湯本家文書』を中心とした現存する埼玉県戦後開拓に関する行政資料と、埼玉県『開拓地営農実績調査表』から、入植と開墾に関する情報を中心に、当時の状況を考察する。

まず初めに、終戦直後にどれくらいの入植者が、埼玉県内のどこに入植したか、という最も基本的でありながら正確な把握が困難な問題を取り上げる。

埼玉県開拓協会(1955)によれば、終戦から1954年度に至るまでの、埼玉県における開拓地の年度別入植・離脱戸数の推移は図4のとおりである。1954年度の現在入植戸数は1,322戸で、この10年間でほぼ倍増したことになるが、特に1945年度から1947年度にかけての伸びが大きい。

また、同資料によると、終戦直後の1945年度における埼玉県内の入植戸数は725戸とされている。しかし、その入植先の内訳や入植者の属性は明らかでない。前者の手がかりとなるものの一つとして、『開拓地営農実績調査表』に開拓組合ごとの「入植現在戸数の年度別内訳」の項目がある。これには組合ごとに「軍用集団」「民有集団」「民有小団」等の「団地」の種類が記載されているので、旧地籍との対照も容易である。しかし、戸数はあくまで当該年度の現在入植農家が何年度に入植したかを示すものであり、すでに離農した農

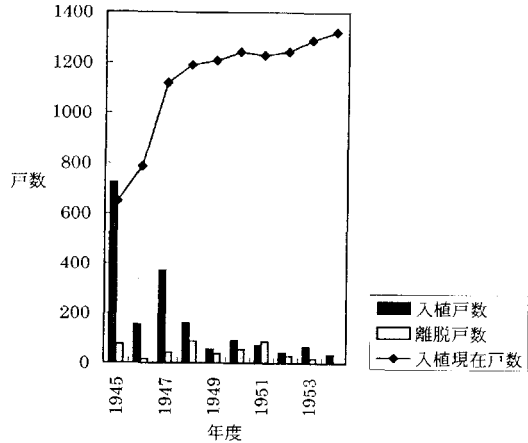


図4 埼玉県における戦後開拓地の入植・離脱戸数
埼玉県開拓協会(1955)により作成

家は計上されていない¹³。したがって、1951年度以前の各年度の組合別現在入植戸数は、このデータからは導けない。また、埼玉県開拓協会(1955)には、開拓組合ごとの「年度別入植現在戸数」のデータがあり、1951年以前の戸数についても遡及して記載があるが、各年度の総計は同文献による入植現在戸数(図4)とは一致していない¹⁴。

このように、現存する公的統計からでは、終戦直後の開拓者がどこに配置され、開墾がどう展開したかを、旧地籍と関連づけて論じることが難しい。そこで、『湯本家文書』中の行政資料「埼玉県開拓地入植状況調査」(埼玉県農地部開拓課)に基づいて、1945年から1947年度の入植状況を考察する。同資料には、1945年度に開拓が開始された集団地(約10町以上)として15地区に「純粹入植」706戸、同じく1946年度3地区168戸、1947年度3地区106戸の、計21地区980戸の記録がある(表2)が、これらは1947年度開始の1地区を除き、全て旧軍用地開拓である。その入植開始年を旧軍施設用途と対照させると、飛行場跡地はすべて1945年度に入植が開始され、1946年度入植開始地区が多い工廠関係施設跡地に一步先んじている(表1)。一方、小団地(約10町以下)に関しては1946年度に

5地区35戸、1947年度に3地区20戸の記録があり、こちらはいずれも民有地開拓である。このことから、同資料によれば、1945年度から1947年度の開拓の進捗は、面積も入植戸数も圧倒的に旧軍用地開拓に負うことになる。また、同資料には1945年度には民有地開拓の記録はない。当時の情勢に鑑みると、民有地開拓の端緒も1945年度には実際すでに開かれていたと考えるのが妥当である¹⁵が、いずれにしても、その戸数や規模は旧軍用地開拓に比べ微々たるものであった。したがっ

て、埼玉県開拓協会（1955）による入植戸数725戸（1945年度）を信頼した場合、そこから若干の民有地開拓入植戸数を差し引いた数として、「埼玉県開拓地入植状況調査」の1945年度に軍用地開拓に706戸という数字はほぼ整合する。すなわち、1945年度には当該年度入植戸数の大部分を占める700戸前後の入植者世帯が、県内の15ヶ所ほどの旧軍用地に殺到する状況であったと考えられる。その分布は図5のとおりであり、県中部の台地に位置する旧軍用地開拓（多くは旧陸軍飛行場跡

表2 団地規模・旧地籍別面積および入植状況(1945-1947年度)

	団地数	入植戸数	面積 (町)	1戸あたり面積 (町)	1団地あたり面積 (町)	
集団地 1945年度 旧軍用地開拓	15	706	819	1.16	54.59	
	1946年度 旧軍用地開拓	3	168	235	1.40	78.47
	1947年度 旧軍用地開拓	2	73	92.3	1.26	46.15
" 民有地開拓	1	33	49.5	1.50	49.50	
	1946年度 民有地開拓	5	35	50.0	1.42	10.00
1947年度 民有地開拓	3	20	56.6	2.83	18.87	

『湯本家文書』中の行政資料（埼玉県農地部開拓課「埼玉県開拓地入植状況調査」）により作成。

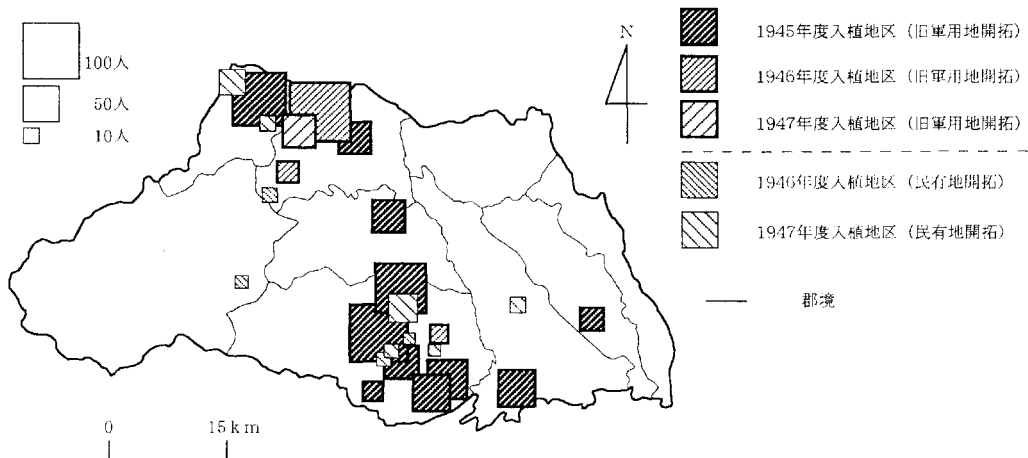


図5 埼玉県における戦後開拓地入植者分布(1945-1949年度)

『湯本家文書』中の行政資料（埼玉県農地部開拓課「埼玉県開拓地入植状況調査」）により作成

地)を中心とした地区に、特に1945年度に多くの入植者が集中している状況がみてとれる。

なお、これらの入植者の属性も旧地籍との関連上重要性を持つ要因であるが、終戦直後に関して県レベルで網羅した資料は、これまでのところ現存しているかどうか不明である。ただ、個々の開拓地に関する開拓史や市町村史における記述によると、初期に解放された旧軍用地への入植者は、終戦直後の政策を反映して、現地除隊軍人・軍属、復員者、引揚者、戦災者、さらには地元の子・三男や増反希望者等、複数の属性を持つ入植者がそれぞれ小集団を作って混在しつつ、開墾を始めたところが一般的である¹⁶。

次に、開拓の進捗状況についてみる。表1によって、埼玉県内において大蔵省から農林省へ所管換えされた旧軍用地を、旧用途別に開拓状況と対照させてみると、ここでも飛行場跡地の方が、1地区あたりの面積規模がかなり大きいにもかかわらず、開拓の立ち上がりの方がより早いことが、1947年における開拓進捗状況の項から指摘できる。このことは、上物の少ない広大な平坦地である飛行場跡地が終戦後まず開墾適地として注目された状況を如実に裏付けている。

3. 1955年度における埼玉県の戦後開拓地

以上より、旧軍用地開拓と民有地開拓の間には、開拓用地供給の時期に関してそのピークに若干のずれがあること、また実質的な入植・開墾進捗状況の上にも差があることが明らかになった。すなわち、旧軍用地の方が土地の取得・売渡が早い時期に集中し、入植・開墾も旧軍用地開拓で早く進んだ。また開拓地の規模と入植状況に関しては、年度が古いほど1戸当たりの開拓地面積は小さく、また民有地開拓より旧軍用地開拓の方が一般に小さいこと、さらに1団地当たりの開拓地面積は旧軍用地開拓の方がかなり大きいという特徴がある(表2)。このことは、終戦直後の緊急開拓に、面積規模の大きい旧軍用地が迅速

に対応したことを示す。しかし一方で、失業者救済という政策目標を優先させた結果、やや過剰入植の傾向も指摘できる¹⁷。

これらの点は、終戦後10年たった1955年の開拓地現況にも後を引いている。1955年度の1戸当たり耕地面積は、旧軍用地開拓が1.31町、民有地開拓が1.39町となり、後発の民有地開拓の方が、県の計画による適正規模(1戸当たり平均1.5町)の耕地配分により近づいているのがわかる。また、開拓地の規模に関しても、なお大きな開きがある。1955年度における旧軍用地開拓の耕地現在面積は1,097.1町、民有地開拓では656.8町であり、単純に1組合当たりで除すると、旧軍用地開拓が68.6町、民有地開拓が22.6町となっている。同様に、1組合当たりの入植戸数は旧軍用地開拓が52.1戸、民有地開拓は16.4戸である。図6は1955年度における埼玉県の開拓農協別耕地面積と入植規模を示しているが、100町を越す4ヶ所の旧軍用地開拓の突出が目立つ。この4ヶ所を除いても、旧軍用地開拓の1組合当たり耕地面積は32.1町、戸数24.3戸となり、なおも民有地開拓と差がある。このことは、一筆あたりの面積が周辺の既耕地に比べ大きく、錯雑性が弱いというだけでなく、それが全体として集団をなしているという、開拓地に特有な土地所有形態の一端が、旧軍用地開拓においてより顕著に現われていることを示している。この特質は、高度成長期以降の開拓地の変容を考察する上で、重要な鍵となりうる¹⁸。

また、入植者組織に関しても、いくつかの特徴を指摘することができる。開拓事業発足当初は、入植者・増反者は開拓団または開拓帰農組合を結成したが、1947年に農業協同組合法が制定されたのに伴い、これらの団体の多くは開拓農業協同組合に改組された。1955年度において、埼玉県内の開拓地には開拓農協が旧軍用地開拓に16、民有地開拓に24の計40、開拓帰農組合(組合員15名以下)5、合計45の開拓関連の組合が存在したが、そのうち組合員数規模の小さい開拓帰農組合は、

諸変化への開拓地の対応の上に影響を及ぼした可能性が大きいので、その分析が今後の課題である。

本稿をまとめるにあたって、文書の閲覧・引用許可をいただきました湯本聡一郎様、貴重なご教示を賜りました元埼玉県庁の奥澤袈裟男様と埼玉県開拓農業協同組合連合会の須田博様に厚く御礼申し上げます。

なお、本稿の一部は1997年日本地理学会春季学術大会に於いて発表した。

注

- 1 工業団地への転用の事例は田島（1975）、山本ほか（1986）、季（1988）など、住宅団地への転用例としては武田（1992）などにみることができる。また、自衛隊施設立地も代表的な転用例である（北川、1952；戦後開拓史編纂委員会、1967；松山、1997）。
- 2 大都市周辺や、先進的な農業地域など、開墾余地が少ない地域では、旧軍用地が開拓地面積に占める割合は全国平均を上回る場合が多い。1964年度末の時点での開拓財産売渡実績は、全国総計では私有地53.6%、旧軍用地16.4%、その他の国有地30.0%となっているが、大都市圏に含まれる県は神奈川県68.0%を筆頭に、旧軍用地の比率が4割を越すところが多い。
- 3 政府は、開拓適地の偏在や、入植希望者の地域的不均衡、さらに海外からの多数の引揚げ等によって他府県への入植希望が増加したことから、その受入・送出相互の調整を行ったうえで、各都道府県を通じて県外入植を実施させていた（戦後開拓史編纂委員会、1967）。
- 4 『湯本家文書』は、埼玉県行田市の湯本聡一郎氏が所蔵し、現在埼玉県立文書館に寄託保管されている近世・近代の文書群である。埼玉県の戦後改革、戦後開拓、農業協同組合設立等の諸事業に関する文書を
- 5 「その他の国有地」は埼玉県では絶対量が少なく、それのみからなる開拓地は存在しないため、カテゴリーを設けない。
- 6 私有未墾地の買収は「自作農創設特別措置法」によって、農地改革の一環として農地買収と同様に行われた。また、不要の国有地は、一旦農林省に所管換された（「自作農創設特別措置法」及び「同法施行令」による所管換。例えば旧陸海軍財産である旧軍用地は、終戦によって用途廃止となり、大蔵省の管理下に入っていたため、大蔵省から農林省へ所管換された）。このようにして取得された土地は開拓財産として農林省が管理し、自作農創設のために開拓者へ売渡された。
- 7 飛行場跡地のうち、所管換面積が100町に満たない3地区は、次のような事情による。すなわち、桶川陸軍飛行場の用地の大部分は荒川の河川敷を飛行場として利用していたため、また所沢・豊岡の両陸軍飛行場は跡地の中心部を米軍に接収されたためである。
- 8 埼玉県において、私有地買収に対する異議・訴願は1948年から1952年の間に、984件に達した（埼玉県開拓協会、1955）
- 9 その理由は、いずれの場合も買収費・補償費ができるだけ低く抑えられる平坦でなるべく広大な土地が望まれるためと推測される。このことは、大規模な旧軍用地や戦後開拓地の旧地目は、もともと旧来の開墾から取り残された比較的地力の劣る土地、すなわち入会地や平地林であったところが多いことであらわれており、その結果買収用地が旧市町村境界をまたぐ確率が高くなっている。また旧軍用地の場合、埼玉県においては戦間期の開拓事業・耕地整理事業との関連が指摘できる事例（たとえば日高市の旭ヶ丘開拓の

- 前身の高萩陸軍飛行場)があるが、いずれにしても古くからの肥沃な耕地を買収した例とはいえない。
- 10 「本県は旧軍用地跡の利用が多かったため、電気・飲料水等の導入は比較的容易であったが、その他の地域ではかなり困難を極めた。」(埼玉県、1991)
 - 11 埼玉県においても、戦後開拓事業は、「県内に多数あった旧陸軍の施設」が解放され、「その施設に勤務していた旧軍人、軍属等のそこに落ち着いて開墾に従事するもの、海外よりの引揚者、旧地主、地元農家の二、三男等挙って入植開墾を始めたことに発足」したとしている(埼玉県開拓協会、1955)。
 - 12 1948年の埼玉県庁火災で、戦後開拓初期の行政資料はかなり失われたという(埼玉県開拓協会、1955)。
 - 13 そのほかにも、当該組合の大部分が入植したとされる年度が、『開拓営農実績調査』の発行年度により食い違っているなどの問題があり、いずれにしても「入植現在戸数の年度別内訳」の数値は終戦直後の部分に関しては信頼性が低い。
 - 14 発行時に現存する組合のみが記載されており、例えば朝霞のように、開拓地そのものが米軍の接収によって開拓直後に消滅したケースなどは計上されていないことも、総計が食い違う一因と思われるが、それだけではたとえば1945年度の200戸近いずれは説明できない。
 - 15 埼玉県開拓協会(1955)の年度別現在入植戸数の項目には、民有地開拓の組合に1945年度に総計21戸の記録がある。
 - 16 たとえば、旧陸軍所沢飛行場跡地の一部に入植した入植者の属性は、所沢陸軍整備学校離職者、天翔18474部隊復員者、フィリピン等から引揚げてきた沖縄出身者、戦災者、西部鉄道(株)関係者、地元二・三男等からなっていた。これら総勢130名からなる5組合が「入植許可も待たず、終戦とほとんど同時に開墾を開始した」(のちに56戸に分散・整理された)。(埼玉県開拓三十周年記念事業会『開拓三十年』編纂委員会、1976)。
 - 17 「埼玉県未墾地開拓事業実施要領」(1948年)による計画では、1戸当たり平均1.5町を目標としていた。
 - 18 たとえば、埼玉県内の10の旧陸軍飛行場跡地の開拓地において、100町以上の所管換面積規模をもつのは7地区あり、県内の開拓地の中でも上位に位置したが、そのうち6地区において、既に開拓地の全部もしくは一部が他の土地利用(うち工業団地が5、県立公園が1)に転用された(松山、1997)。

引用文献

- 新井鎮久(1971):首都近郊開拓農業の動向と土地所有形態の機能. 地理学評論, 44, 662-673.
- 菊地俊夫(1993):『日本の酪農地域』. 古今書院, 250p.
- 北川俊一(1952):駐留軍・保安隊の土地接収. 東洋経済新報別冊, 11, 52-58.
- 埼玉県:『開拓地営農実績調査表』(1950-1968年度).
- 埼玉県(1991):『新編 埼玉県史 通史編7 現代』. 1038p.
- 埼玉県開拓協会(1955):『戦後における埼玉県開拓誌』. 116p.
- 埼玉県開拓三十周年記念事業会『開拓三十年』編纂委員会(1976):『開拓三十年』. 219p.
- 季増民(1988):工業団地内立地企業の事業展開と隣接農村の対応-茨城県土浦市神立地区を事例として-. 人文地理, 40, 387-402.
- 季増民(1989):北関東地方における内陸工業団地の地域的展開. 地学雑誌, 98, 420-439.
- 戦後開拓史編纂委員会(1967):『戦後開拓史』. 全国開拓農業協同組合連合会, 845p.

- 田島康弘 (1975) : 大都市圏における工業化の進展と農村の対応－栃木県小山市開拓集落の場合－. 地理学評論, **48**, 742-755.
- 武田泉 (1992) : 大都市近郊における戦後開拓地の変容－公団住宅進出による大八洲開拓の一部移転の事例－. 季刊地理学, **44**, 227-244.
- 松井貞雄 (1980) : 豊田工業圏の開拓農家の変容と開拓農家の意義. 高野史男編著『都市形成の地理的基盤』, 大明堂, 262-277.
- 松山薫 (1997) : 関東地方における旧軍用飛行場跡地の土地利用変化. 地学雑誌, **106**, 332-355.
- 宮木貞夫 (1964) : 関東地方における旧軍用地の工場地への転用について. 地理学評論, **37**, 507-520.
- 山本茂・田村均・初沢敏生・佐藤祥一・吉沢達也 (1986) : 企業立地と地域経済－児玉工業団地の地理的分析序説. 埼玉大学紀要 教育学部 (人文・社会科学) (I) **35**, 1-34.
- 『湯本家文書』(埼玉県立文書館保管 [5862], 埼玉県行田市 湯本聡一郎氏寄託. 文書の一部は埼玉県 (1986) : 『新編 埼玉県史 資料編22 近代・現代4 産業・経済2』. 748-765. に所収).